

被 処 分 者	認定の番号・届出書の受理番号	徳島県公安委員会 第80000172号
	氏名又は名称	四国SECURITY SERVICE株式会社
	代表者の氏名	敷藤 浩二
	主たる営業所の所在地	徳島県徳島市津田町四丁目1番76号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	名称 四国SECURITY SERVICE株式会社 所在地 徳島市津田町四丁目1番76号
処 分 年 月 日	令和8年3月3日	
処 分 内 容	指示	
処分理由・根拠法令	<input type="radio"/> 処分理由 警備員名簿等に係る不整備違反 <input type="radio"/> 根拠法令 警備業法第45条 同法第48条	
処分を行った公安委員会	徳島県公安委員会	